

平成19年3月5日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

社会保険労務士法の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）

社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成17年法律第62号。以下「改正法」という。）中の裁判外紛争解決手続の代理業務の範囲の拡大に関する改正部分及び社会保険労務士法施行令及び組合等登記令の一部を改正する政令（平成18年政令第27号）中の組合等登記令（昭和39年政令第29号）の改正部分が本年4月1日から施行されますが、これに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通知中「法」とあるのは社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）を、「組登令」とあるのは組合等登記令をいい、引用する条文は、特に「旧」の文字を冠する場合は除き、いずれも改正後のものです。

記

第1 社会保険労務士法人

1 社会保険労務士法人の業務

(1) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に資するため、社会保険労務士は、業として、次に掲げる事務をも行うことができるとされた（法第2条第1号の4から第1号の6まで）。

ア 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第14条第1項の調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第6条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛

争を除く。)をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という。)に関するあっせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。

ウ 個別労働関係紛争(紛争の目的の価額が民事訴訟法(平成8年法律第109号)第368条第1項に定める額を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。)に関する民間紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第2条第1号に規定する民間紛争解決手続をいう。以下同じ。)であって、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として厚生労働大臣が指定するものを行うものについて、紛争の当事者を代理すること。

上記アからウまでの事務及び改正前から認められていた紛争調整委員会におけるあっせんの手続について紛争の当事者を代理する事務(以下「紛争解決手続代理業務」という。)については、紛争解決手続代理業務試験に合格し、かつ、法第14条の11の3第1項の規定による付記を受けた社会保険労務士(以下「特定社会保険労務士」という。)に限り、行うことができるとされた(法第2条第2項)。

(2) 上記(1)の社会保険労務士の業務範囲の見直しに伴い、社会保険労務士法人は、定款で定めるところにより、紛争解決手続代理業務を行うことができるとされ、改正前から認められていた事務のうち、紛争調整委員会におけるあっせんの手続について紛争の当事者を代理する事務を行うには、定款に明示的な定めを設けることが必要とされた(法第25条の9第1項第2号)。

紛争解決手続代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限り、行うことができるとされた(法第25条の9第2項)。

(3) 経過措置

改正法中の裁判外紛争解決手続の代理業務の範囲の拡大に関する改正部分の施行日(本年4月1日。以下「一部施行日」という。)前に開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人が受任した紛争調整委員会におけるあっせんの手続について紛争の当事者を代理する事務であって、同日前に申請されたあっせんに係るものについては、なお従前の例によるとされた(改正法附則第2条第1項)。

2 業務の執行及び法人の代表

(1) 業務の執行

紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人における紛争解決手続代理業務については、特定社会保険労務士である社員(以下「特定社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負うとされた(法第25条の15第2項)。

(2) 法人の代表

ア 社会保険労務士法人の社員は、各自社会保険労務士法人を代表するが、定款又は総社員の同意によって、社員のうちに特に社会保険労務士法人を代表すべきも

のを定めることもできるとされた（法第25条の15の2第1項）。

イ 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人における紛争解決手続代理業務については、アの社員の各自代表の原則にかかわらず、特定社員のみが各自社会保険労務士法人を代表するが、当該特定社員の全員の同意によって、当該特定社員のうち特に紛争解決手続代理業務について社会保険労務士法人を代表すべきものを定めることもできるとされた（法第25条の15の2第2項）。

第2 社会保険労務士法人の登記

1 登記すべき事項

社会保険労務士法人は、次の事項をも登記しなければならないとされた（組登令第2条第6号、別表1）。

- (1) 社員が特定社員であるときは、その旨
- (2) 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

2 添付書面

社会保険労務士法人の設立の登記及び社員の変更の登記の申請については、社員が特定社員であるときは、当該事項を証する書面をも添付しなければならない（組登令第16条第2項、第17条第1項本文、別表一）。

社会保険労務士法人の設立の登記等について、代表権を有する者の資格を証する書面（組登令第16条第1項）等の一部として、その者が社会保険労務士であることを証する書面を添付しなければならないことは、平成15年2月20日付け法務省民商第513号当職通知のとおりであるが、この書面に法第14条の11の2の規定による付記を受けた社会保険労務士である旨が記載されている場合には、当該書面は、特定社員であることを証する書面を兼ねるものとする（別紙1参照）。

3 登記記録例

1の事項に関する登記の登記記録例は、別紙2の登記記録例による。

4 代表者事項証明書等

社会保険労務士法人に特定社員である旨の登記がある場合には、当該社会保険労務士法人の代表者事項証明書には、紛争解決手続代理業務の代表権を有する者及びそれ以外の業務の代表権を有する者を含め、すべての代表者の代表権に関する登記事項で現に効力を有するものを記載する。この場合には、社会保険労務士法人の一部の代表者について代表者事項証明書の交付請求があったときであっても、すべての代表者の代表権に関する登記事項を記載した代表者事項証明書を作成し、これを交付するものとする。

また、この場合の電子証明書については、すべての業務に係る代表権を有する者以外の者に対しては、発行しないものとする。

なお、社会保険労務士法人の代表者に係る登記事項に変更がないこと及びある事項

の登記のないことの証明の申請があった場合において、当該代表者の代表権の範囲又は制限に関する定めがあるとき（別紙２の登記記録例の中では、３の（１）、（２）及び（３）のイがこれに該当する。）は、当該証明は行わないものとする。

平成 年 月 日

社会保険労務士法人の社員資格証明書

住 所

氏 名

社会保険労務士登録番号

全国社会保険労務士会連合会
会 長

貴殿について、下記の事項を証明します。

記

1. 全国社会保険労務士会連合会の社会保険労務士名簿に登録された社会保険労務士であること。
2. 社会保険労務士法第 25 条の 8 第 2 項各号に該当しないこと。
3. 社会保険労務士法第 14 条の 11 の 2 の規定による付記を受けた社会保険労務士であること。

別紙 2

1 特定社員である旨の登記

役員に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 社員 甲 野 太 郎 (特定社員)
----------	---

2 特定社員について変更を生じた場合の登記

(1) 社員が新たに特定社員になった場合

役員に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 社員 甲 野 太 郎	
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 社員 甲 野 太 郎 (特定社員)	平成19年12月 3日紛争 解決手続代理業務の付記 ----- 平成19年12月10日登記

(2) 特定社員が紛争解決手続代理業務の付記を抹消（社会保険労務士法第14条の11の4）され、社員となった場合

役員に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 社員 甲 野 太 郎 (特定社員)	
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 社員 甲 野 太 郎	平成20年 8月 5日紛争 解決手続代理業務の付記の抹 消 ----- 平成20年 8月12日登記

3 代表権の範囲又は制限に関する定めの登記

(1) 紛争解決手続代理業務以外の業務について代表権の範囲又は制限に関する定めがある場合

役員に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表社員 甲 野 太 郎 (特定社員)
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 社員 乙 野 次 郎 (特定社員)

(2) 紛争解決手続代理業務について代表権の範囲又は制限に関する定めがある場合

役員に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 社員 甲 野 太 郎 (代表特定社員)
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 社員 乙 野 次 郎 (特定社員)

(3) 紛争解決手続代理業務以外の業務及び紛争解決手続代理業務について代表権の範囲又は制限に関する定めがある場合

ア 代表社員及び代表特定社員を同一の社員が兼ねる場合

役員に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表社員 甲 野 太 郎 (代表特定社員)
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 社員 乙 野 次 郎 (特定社員)

イ 代表社員と代表特定社員とを別個の社員とする場合

役員に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表社員 甲 野 太 郎 (特定社員)
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 社員 乙 野 次 郎 (代表特定社員)

(4) 紛争解決手続代理業務以外の業務について代表権の範囲又は制限に関する定めを新たに設けた場合

役員に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 社員 甲 野 太 郎	
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 社員 乙 野 次 郎	
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 代表社員 乙 野 次 郎	平成20年 8月 5日資格 変更 平成20年 8月12日登記

(5) 紛争解決手続代理業務について代表権の範囲又は制限に関する定めを新たに設けた場合

役員に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 社員 甲 野 太 郎 (特定社員)	
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 社員 乙 野 次 郎 (特定社員)	
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 社員 乙 野 次 郎 (代表特定社員)	平成20年 8月 5日資格 変更 ----- 平成20年 8月12日登記